

議 長

続いて、植田議員の一般質問を行います。
7番植田議員。

7番
植田議員

それでは、通告書に従いまして3点の質問をいたします。
1点目、新型コロナウイルスワクチンの接種については、2回目の接種まで、邑智郡では邑南町は邑智病院、川本町は仁寿会、美郷町は個人医院の医師による接種という形であったと思います。私の聞くとところによると、2回目の接種完了時期に、邑南町と川本・美郷両町では、1ヶ月程度の差があったようであります。このたびの接種においては、実際のところどの程度の差があったのか。また、この差がどのような理由であったのか、検証し、できるだけ迅速に希望する町民への接種が完了するよう、計らわねばならないと考えております。仮に行政能力の差異によるものであれば見直しを図り、次回は遅滞なきよう努力すべきであるし、仮に病院の接種能力の違いによるものであれば、病院は普段の診療の合間を縫って接種に協力していただいているという状況を鑑み、他町の病院への支援を要請するなどの対応を検討すべきと考えております。特に、邑智病院は邑智郡全体の広域病院であり、その運営にあたっては川本町も負担金を拠出しております。同様の状況にある美郷町と共同して、邑南町及び邑智病院への働きかけも検討すべきと考えますが、どのように執行部の方は考えておられますでしょうか、見解を問うものでございます。

2つ目の、邑智病院組合に川本町が拠出している建設改良費の積算根拠についてですが、現在、邑智病院組合へ域内の3町が拠出している建設改良費の負担割合は、邑南町86.9%、美郷町2.9%、川本町10.2%であります。この負担割合の差異はどのような考え方によるものなのか。特に、美郷町と川本町の間には存在する7.3%の差異はなぜ存在するのか。私が聞くとところによると、邑智病院組合に川本町が遅れて参加したことによるペナルティによる上乗せである、とのことでありました。疑問に思い、議長任期にあった平成27年に、当時の宇山議会事務局長を介し、邑智病院組合事務局に質問し、文書での回答を求めたところ、文書での回答はできないが、ペナルティによる上乗せは存在すると口頭で回答がありました。私は当時、このペナルティによる上乗せは、邑智病院組合に先行して加入し、投資している他町に追いつくためのものであると理解し、今もそのような理解でおります。しかし、本当にその理解が正しいのか、いつになったら追いついてペナルティによる上乗せが解消されるのか、建設改良費の負担割合の積算根拠について、曖昧な状況であります。私はこういった曖昧な状況が続くこと自体が問題であり、建設改良費の負担割合の積算根拠について、川本町として邑智病院組合に申し入れ、正式な回答文書で得るべきだと考えております。町執行部の見解を聞きたいと思っております。

3つ目の、水道未整備世帯への井戸の整備事業についてであります、町

7番
植田議員

より提供していただいた令和3年3月31日時点の資料によりますと、町の行政区域人口1,629戸、3,160人の水道状況は、町水道・地元管理水道・補助により設置した井戸・住民が自力で設置した井戸・その他、山水・伏流水などによって賄われている状況であります。33戸、64人が未だ雨が降れば濁り、砂がたまり、本当に安全かどうかわからない水を利用しておられるのが現状であります。令和2年9月決算委員会の席において、地域整備課長より、来年度には井戸を無償にて掘ることを考えているという話がありましたが、未だその事業は創設されておりません。本来、電気・ガス・水道は生活になくてはならないライフラインである。しかし、未だに安全な水道が整備されておらず、山水・伏流水などの水源の管理も、高齢化により、住民自ら行うことに限界が生じています。こういった方々は、井戸の設置を強く待ち望んでおられます。無償で掘るといふ事業を、いつになったら創設されるのか伺いたいと思います。以上です。

議 長

それでは、植田議員の質問のうち、1項目めの「新型コロナウイルスワクチンの接種接種について」に対する答弁をお願いします。
番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健康福祉課長

植田議員のご質問の1項目め「新型コロナウイルスワクチンの接種について」お答えします。このワクチン接種は予防接種法における臨時接種として国が定める新型コロナウイルス感染症に関わる予防接種の実施に関する手引きに基づき、市町村が実施主体となって行っております。これまでの接種は、住民票所在地の市町村に所在する医療機関等で接種をすることが原則とされていること、また、接種後のアナフィラキシー等の副反応への経過観察に万全を期すため、仁寿会加藤病院での個別接種を基本とした体制を構築して実施し、今後予定する3回目接種についても同様の手法での接種を計画しております。2回目までの接種経過でございますが、本年2月17日より、まずは県により始められた医療従事者向けの先行接種完了後、実質的に町が調整主体となる住民向け接種を5月24日の高齢者施設入所者等の接種から開始し、6月1日からは加藤病院で、高齢者・基礎疾患をお持ちの方、そして64歳以下の方と順次年齢を分けて進め、10月末時点で希望される方の接種をほぼ終了いたしました。接種率につきましては、11月末時点で1回目終了の方が91.9%、2回目終了の方が89.7%となっております。実施期間は3回目の追加接種が開始されたことから、令和4年9月30日まで延長しており、現在、1回目、2回目接種を希望される場合は、直接加藤病院へ申し込んでいただく体制にしております。邑智郡内の状況を見ますと、美郷町は10月中旬には接種をほぼ終了され、邑南町は8月14日に集団接種を完了し、未接種の方については、町内医療機関での個別接種へ対応しているとのこと。本町の接種終了時期が10月となった要因についてですが、2点あると考えております。1点目は、経過観察に万全を期すことに重点を

番外櫻本健
康福祉課長

置いて個別接種で進めたこと。2点目は、加藤病院での医療従事者接種開始時期について、ワクチン供給が4月中旬にずれ込んだことにより、県が調整主体として行われた医療従事者接種後から始めた高齢者向け接種が、5月下旬となったことによるものと分析しております。町としましては、早期な接種完了に向け、1回目と2回目の接種の間に、次の優先順位の接種を組んだり、土日の接種日を組むなど、加藤病院と協力して努めてまいりました。3回目の接種体制については、加藤病院での個別接種体制が構築されていること、2回目終了後、8ヶ月経過した方から順次接種できることを考慮し、従前どおり加藤病院での個別接種を基本として進めてまいります。議員ご指摘のとおり、できるだけ迅速に接種完了を目指したいと考えており、1日当たりの接種人数の拡大や、病院での受付方法の改善など、これまでの問題点を検証し早期な接種完了に努めてまいります。

最後に邑智病院への働きかけですが、現在、国では5歳から11歳までの小児を対象とした接種に向け準備が進められておりますが、接種体制構築のイメージとして、小児科等の医療機関が地域内で偏在しているなど、複数市町村で連携して接種を行うパターンも示されております。邑智病院は、小児科を有しておりますので、関係町で連携し接種体制構築に向けて検討してまいります。

議 長

ただいまの答弁に対して、質問がありますか。7番植田議員。

7番
植田議員

遅れた原因がワクチンの配布が遅れた、それは一番納得するところなんです。心配したのは役場の方と加藤病院さんの方の連携がうまくとれなかったか、議論されてきちんと意思疎通、統一がされていたか、その辺が心配だったんです。どう言ったら良いですかね、町民の方々なんでこんなに邑南町に比べて遅いんだっていう不満・不安、かなり聞きました。高齢者の方が重症化しやすい、そして基礎疾患を持っておられる方が重症化しやすい、そういった方々の不安・恐怖、大変なもんだっんじゃないかと思えます。特に、基礎疾患を持っておられる方が高齢者よりも後回しになりましたよね。その辺が果たしてそれで良かったのかどうか。これも一つ考えなくちゃならんところじゃないかと思えます。とにかく重症化しやすい方が、一番に受けるべきものであったと思えます。その中で、そういう高齢者・基礎疾患を持っておられる方、そしてもう一つ、業務としてどうしても県外に出なくてはならない方、これも当然おられたと思えます。自治体の首長さんが優先接種を受けられて、批判を受けたりしたことが当初ありましたけども、首長さん東京等への出張があります。そういう危険なところへ行っ、思い切った町としての要望を国に働き掛けてもらう、その中で病気にならないようにする、私当然のことだと思ってます。我々一般も業務として、どうしても出なくちゃならないっていう方は多々おられたんじゃないかと思えます。そういう方々が、やはり受けられるようなシステムを行政として作るべきだったんじゃない

7番
植田議員

いかなと思っております。それはやはり余裕のある邑智病院が広域病院として公設病院としてやっていただきたかった。それで行政としても、そこらあたりまでの配慮をしていただきたかった。これは本当に、我慢せって言われかもしれませんが、どうしても業務上出ていかななくてはならない職種はあるんですよ。そういう方々に対する配慮もしていただきたかった。3回目の接種等においても、そういう配慮がされたらいいなと思っております。その辺は、通告書の中で読みましたように、邑南町の方へ美郷町と一緒にあって働きかけをされるような気はありませんか。

議 長

番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長

はい。まず、接種の優先順位というところでございます。これはご存知のように国の方で優先順位というのが一定のものが決められておりました。町としても、それに準じた格好でやっておりますで、個々の当然ご事情はあるとは思いますが、ただ、方やそうは言っても高齢者の方も或いは基礎疾患をお持ちの方もこれも先に打たなくてはいけないという中で、順番をちょっとお持ちいただくというところで対応はしております。ただそうは言ってもですね、例えば邑智病院さんにかかりつけ医として受診されているといった方もおられますので、それはそういった邑智病院さんでの接種というのもされてますし、どうしてもやむにやまれぬという、個別の事情のところに 대해서는ですね、できるだけ柔軟に対応ができるところでは考えたところですが、まずは、その国の出された方針を基本としながら接種を進めたところでございます。それと、3回目の接種でございます。これはですね、2回目を打ってから、基本8ヶ月をおいてから順次という期間がありますので、そうすると、それこそ打った順番から順次接種をしていただくというふうな流れになるかというふうに解釈しております。

議 長

再質問がありますか。はい、7番植田議員。

7番
植田議員

今、課長、邑智病院での接種も考えないこともないっていう答弁でしたかね、考えていないという答弁でしたかね、私は考えるべきだと思うんですよ。国の基準、あくまでも基準であって、やはり何回も言いますように、高齢者よりも基礎疾患がある人は後回しになってましたよね。本当にそれが、国の基準では正しいのかどうか。やはり高齢者と同時に、基礎疾患のある方が重症化して亡くなっていくっていうケースも多々ありました。そういう反省があるんですから、次には備えるべきだと思います。それが反省であり、次に臨む姿だと思います。その町で受けるのが基本、そりゃそうなんだと思います。しかし、公立病院を3町で持っているわけですから、その邑智病院さん、川本町・美郷町の町民に対しても、私は接種があつてしかるべきもんだと思います、当然だと思います。その辺は、町外だから駄目だつていうんじゃない

7番
植田議員 　　くって、かかりつけでないから駄目なんだというんじゃないで、やはり各々の事情、わがままはいけませんよ、事情のある方には、申し込めば町として、紹介して順番を取ってあげますよとか、そういう配慮が行政としてあって、しかるべきじゃないのかって思うんですがどうですか。

議　長　　　　番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健康福祉課長　　はい、本町は加藤病院との個別接種が基本ということであって、原則、市町村の医療機関という原則はありますが、ただいろんな事情によって、どうしても邑智病院で打つという方もあると思います。それはそれで駄目ですよというわけではないんですけれども、一応町としてはそういった体制で構築しているというところがございます。それと先ほど申し上げたように、まず、もう3回目については、8ヶ月を経過した段階で順次打っていただくと、受付方法の改善等で加藤病院さんとしての受ける体制も、今まで2回目のところの課題も整理して対応されるということですので、3回目については2回目よりもスムーズに行くのではないかとこのように考えております。それと他の予防接種についてはこれはもう邑智病院さんも含め、関係医療機関と委託契約によりやっているとありますので、新型コロナ接種、もしかしたら4回目以降というのがまた出てくるかもしれません。そういった中で、もっと柔軟な対応が示されてくればですね、そういったところとの連携というのも、当然視野に入れながら対応はしていく必要があるのかなというふうには考えております。

7番
植田議員　　はい、分かりました、結構です。この質問結構です。

議　長　　　　それでは、1項目めの「新型コロナウイルスワクチンについての接種について」の質問を終了します。

々　　　　　　次に、2項目めの「邑智病院組合に川本町が拠出している建設改良費の積算根拠について」に対する答弁をお願いします。番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健康福祉課長　　植田議員のご質問の2項目めの「邑智病院組合に川本町が拠出している建設改良費の積算根拠について」お答えします。公立邑智病院は、昭和58年度に開院された石見町立邑南病院が少子高齢化によって邑智郡の医療資源が少なくなる中、地域における医療ニーズに応えるべく、平成5年に邑智郡7ヶ町村の一部事務組合に組織変更し、現在の名称に改名されております。その後、平成16年度の町村合併に伴い、川本町・邑南町・美郷町の3町による、邑智郡公立病院組合に再編され、今日に至っております。現在は10診療科、98床の機能を有し、大田医療圏における急性期救急病院としての役割を果たしてきましたが、施設全体の老朽化に対応するため、令和5年度を竣工予

番外櫻本健
康福祉課長

定として、本館棟の建替事業を進めております。この病院組合は邑智郡公立病院組合規約に基づき事業が行われておりますが、組合の経費は規約において使用料及び手数料、国及び県の補助金、関係町の負担金等の収入をもって充てるとされております。このうち、関係町の負担割合は、建設改良費と運営費に分かれており、建設改良費については、議員ご質問の中にもありましたが、川本町100分の10.2、邑南町100分の86.9、美郷町100分の2.9となっております。運営費については、均等割に利用実績割を加えた割合となっており、均等割部分は100分の3.5で、利用実績割部分は100分の89.5に、前々年度の診療点数により算定した利用実績割合を乗じた割合となっております。参考までに、本年度の本町の運営費の負担割合は100分の16.6であります。議員ご指摘の建設改良費の負担割合につきましては、平成5年の病院組合設立当初は石見町100分の80、川本町100分の10、瑞穂町100分の5、他4町村は100分の1.25であり、本町の負担割合は病院組合設立当初から、病院立地町の石見町を除いた他の5町村と比べ高い割合となっております。これは当時、本町に建設を希望していた邑北病院の設置を断念したことにより、邑南病院が非効率的な病院建設と増築を余儀なくされ、施設管理面や運営面においても大きな損失が生じたことから、当時の7ヶ町村長及び議会議長の合意により、平成4年度に決定された率であると認識しております。その後、平成16年度の町村合併により、桜江町が組合から離脱することとなり、病院組合再編に伴う規約の改正にあわせ、町村会において本町負担率見直しも検討されましたが、平成4年度と同様の理由により合併前の当初の負担割合に桜江町負担分を分配することで、現在の負担割合となっております。

議 長

ただいまの答弁に対して、再質問がありますか。7番植田議員。

7番
植田議員

はい。ちょっと私も勘違いしとったようでございます。今、課長から答弁がありましたように、要は邑南病院と邑北病院の引っ張り合いによる、そのペナルティと捉えた方がいいかもしれませんね。それはその時のそういうことがあってペナルティーがついた。これは私、致し方ないと思うんですよ。しかしながら、そのペナルティーであれば、いつになったら無くなるのか。そのペナルティーもきちっとした上乘せ分は、何%なんですよというものが無いと如何かと思うんですよ。いつまでもペナルティー付きの建設改良費をずっと払っていくっていうことは、まずこのペナルティーって言葉自体が町民にとって屈辱的なことであると思います。どこかの時点で取っ払っていただくのが当たり前だと思うんですが、当初から加入しておいてペナルティーを払ってきたのなら、もういいんじゃないかという気もしますし、また今新たな病院を新築される、その負担割合もをこの負担率で決まっておるんだと思うんですが、そういう考え方で課長いいですか。

議 長	番外櫻本健康福祉課長。
番外櫻本健康福祉課長	新病院の建設の負担割合も、今規約上この割合になっておりますので、この規約に基づいての町の割合となると思います。
議 長	7番植田議員。
7番植田議員	はい、多分そうであろうと思っておりました。この問題、前の健福課長、それから櫻本健福課長にも、私申し上げましたよね、交渉してもらえんだらうかって。その答えがお二方の課長とも「交渉すればかえって高くなるかもしれない」という返答でした。交渉はされておられんと思います。私は交渉を必ずすべきだと思っております。高くなるようであれば、当然美郷町さんも高くなります。どちらの町も高くなるのは嫌です。高くなるのは受け入れられない、ってやるのが交渉です。まず交渉をせずに、いつまでこのものをペナルティーを受け入れる、そういうおつもりですか。
議 長	番外櫻本健康福祉課長。
番外櫻本健康福祉課長	はい、仰られましたように、明確なその今の率という根拠というのが、明確なものというのが出てきてないと、そういった当時の設立当時の問題の背景によってはこの率になってるところがあります。そういった明確な基準がない中で、決められた率を見直しをするといった場合に、じゃあ何を物差しにしようかということになると、先ほど申し上げたように運営費の利用実績の割合というのを一つの物差しなると思います。或いはその人口割で出すということもあるかもしれません。いずれにしてもですね、今の10.2以上のおそらく率にはなると思います。これ以上の率の大幅な増減にもなりますし、他の邑南町、美郷町さん当然、構成町でございますので、そこへの影響というのも財政上に与える影響というのがあります。そういった中でこれを話として出すにはですね、かなりデリケートな問題を含んでるので、慎重に考えていく必要があるのではないかなというふうには考えております。
議 長	7番植田議員。
7番植田議員	はい、確かにデリケートな問題だと思います。しかし交渉ですから、上があれば嫌だって言えば私は良いと思います。美郷町さんも絶対に上がること受けられることはないんじゃないかと思います。そして、納得できる負担割合だったら私は良いと思うんですよ。例えば交付税措置による割合、これで受入れるんだったらこれでも私は良いと思うんですよ。とにかくペナルティーではなく、町として納得できる数値であるべきが本当の姿じゃないかと思

7番
植田議員 ます。この新病院建設、もうこれは決まっているから今更言ったって仕方ないと思います。これを区切りとして私は交渉すべきだと思います。これは課長一存では、決められない話でしょうから、今後、町長・町村会等での話、また構成町の課長会・副町長会、いろんなところでも議論をさせていただきたいと思います。これもここで結論が出る問題ではないので、これでいいです。終わります。

議 長 答弁はよろしいですね。
（「いいです」の声あり）

々 以上で、2項目めの「邑智病院組合に川本町が拠出している建設改良費の積算根拠について」の質問を終了します。

々 それでは、植田議員の質問の3項目めの「水道未整備世帯への井戸整備事業について」に対する答弁をお願いします。番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地 植田議員ご質問の「水道未整理世帯への井戸整備事業について」お答えいたします。本町における水道事業につきましては、昭和33年に弓市地区から供用開始して以来、整備拡張を行った結果、令和3年3月末時点での水道普及率は約90%となっております。議員ご質問の、水道未整備世帯への井戸整備に向けましては、平成6年夏に、全町にわたり厳しい渇水に見舞われたのを機に、飲料水供給施設設置奨励金として制度の運用を開始しております。対象する経費の3分の2以内で、100万円を上限として補助として行っており、開始以来、この制度を活用して井戸を設置された世帯は76戸となっております。今年度は、2戸から申請をいただいておりますので、今後、井戸の設置が必要な世帯は約31戸と見込んでおります。近年、工事の内容によっては、事業費が嵩み、上限を超えて自己負担が嵩張るなどの事案も増えている中で、制度内容を変更して対応するとの結論までには至らずにいるところでございます。議員ご指摘のとおり、水道はライフラインそのものであり、可能な対応につきましては、引き続き協議を重ねてまいります。

議 長 ただいまの答弁に対して再質問ありますか。7番植田議員。

7番
植田議員 私は、町行政は住民にとって公平でなくてはならない、こういう考えをもって平成16年、この議会選挙に初めて立候補し、議員としての職を与えていただきました。本来、町が水道行政、水道事業を行う以上、この恩恵は全町民が受けられないと私はならないと考えるのが当然だと思っております。それが現状であるのはなぜか。それは、周辺に行くほど敷設コストがかかるため、やむなく置いている、これが現状で実情であると思っております。コストは高くついて敷設ができないのであれば、じゃあいいのか、私は違うと

7番
植田議員

思います。政治は全町民に等しく光を当てる、これが正しい姿だと思っております。簡易水道が敷設できないのであれば、それに代わる井戸、井戸を掘っても水が出ないのであれば伏流水・山水を浄水する浄水器なりを設置する。代替のものを考え作ってあげるのが、これは私は政治の仕事だと思いません、行政の仕事。これが公平な行政だと思います。それが、平成6年渇水によって、この井戸の補助事業が始まった。そこに3分の2の補助金で100万円以内。そもそもこの線引きが正しかったのかどうか、私は違うんじゃないかと思えます。先ほどから言いますように、行政は公平でなくてはならない。周辺に住んでいるから、光が受けられない、それはおかしい。決して周辺に住んでる人間が悪いんじゃないありません。行政は等しく町民に光を当てなくちゃならないと思えますが、そのへん課長どう思われますか。

議 長

発言はどなたですか。
〔「町長でもいいですよ。」議員の声〕

々

はい、野坂町長。

番外
野坂町長

この水道事業は議員ご承知のとおり、これは独立採算制のもとで受益者原則のもとで、特別会計を設置して運営をいたしております。議員ご指摘がありましたように、これは全体を見渡しましたときに、本町での給水整備率が9割に留まっているということは、現時点でこの残り10%の方々のところの向けにはですね、この簡易水道事業の独立採算制のもとで受益者原則を果たしていただく制度の中で運営が難しいと、こういう事業実情にあると。こうした中で先ほど経過をご説明いたしましたように、平成6年に、これは一般会計のもとでですね、井戸を掘られた場合のいわゆる奨励、そのことを奨励する助成制度を設けております。現在までその制度創設以来、制度の中身はですね、変更をかけておりません。実はこの制度の助成率ですね、或いは上限につきましては、郡内3町の中で私どもの町の方がですね、3分の2の助成率上限100万というのはですね、いずれも一番助成の割合の高い制度になっております。実は全国すべてではありませんが、市町、市部も含めてですね、この制度自体をですね、悉皆的には確認できておりませんが、スポットで拾い上げてみますと、おのずと同様な制度で、いわゆる整備が行き届いてない地域向けのを一般会計と特別会計と別に一般会計の中の、いわゆる奨励制度として財政投入してこのような形で、応益負担を求めながら、そういう制度が構築されているということが確認をされております。議員のご指摘のとおりですね、この水道はですねライフライン、まさにライフラインでありますので、この命に繋がります重要なライフラインはですね、公平なサービスを提供するというのが行政に与えられた責務であるというふうに考えております。一方で、この水道事業の運営を考えてみますと、いわゆるこの特別事業の中で独立採算制のもとで運営する事業につきましては、一方

番外
野坂町長

です。受益者負担という形で、その水道事業ってのは単年度で終わらずに長期に修繕したりとする分も全部そこで賄っておりますから、それも引くくめて受益者負担ということで水道料という形で、利用者からその負担をいわゆる、単年度じゃなくて利用いただく間、すべての期間に渡っていただくと、こういうことがあります。従いまして、いわゆる特別会計で運営している事業とその裏腹の受益者負担という関係からですね、サービスを公平に提供したものを対価として、受益者負担をいただいているという特色がある事業であります。今一般会計の方で奨励時にですね、これをサービスをですね公平に提供するために、財政投入をすべて行ってしまいますと、管理ということはあるんですけども、その時点での財政投入率を高めますとですね、その公平なサービスを提供するという時点では公平ですけど一方で、一般会計でするので受益者負担という言い方でなくて、適切じゃないかもしれませんが、応益負担ということであれば、そのサービスを提供するのに、いわゆる対応する負担というものをですね、この助成率を踏み込んでしまいますと、その助成を受けられた方の、いわゆる特別会計を利用される方の、いわゆる受益者負担分ですね、その積み重ねと、一般会計でイニシャルを投資支援したときに、助成率を踏み込んでしまうと応益負担分がいただけないというですね、いわゆる負担の公平性が担保されない、そういう懸念があって、おそらくこういう制度設計をほとんどの市町村がやっているのでないかと私は思います。サービスは行政として当然公平に与えるべき、一方で裏腹の関係で利用から発生する、いわゆる負担の公平性が、そこを踏み込みすぎると担保できないと、行政はやはりそのサービスの提供もですし、やっぱこの水道事業に限っては特に負担の公平性もですね、考慮せねばならないということで、私自身、実はこれをどのようにですね、制度をですね検討すれば良いのか、正直悩んでいるというところがございます。そういう意味におきましては、サービスを必ず公平に提供すべきという私どもの責務は、ぜひ果たすべきと思っております。負担の公平までも含めたですね、どういう方法があるかみたいなことを逆にご提案いただくと、私としてもこの検討をですね深めていく過程で、どういう対応が可能かというのを、さらに研究していきたいと思っております。

議 長

再質問がありますか。7番植田議員。

7番
植田議員

負担って今、言う言葉が町長の方から出ました。井戸を掘って、当然、負担が出ます。まず、ポンプのメンテ、それから滅菌装置のメンテ、それからそれに伴う消耗品の補給、それから電気代、将来にわたってそれがずっと負担になっていきます。簡水の場合、ほとんどメンテ料は要らんですよ。メーターの借り料がいるかもしれませんが、使った水に対する料金は私これ当然だと思います。それだけ何の心配もなく、蛇口をひねれば心配なく水が出てくる、安全な水が出てくる、それに対する料金を払う、これは町民として

7番
植田議員

の当然の義務だと思っております。ただ、その恩恵を受けられない方々に対しても、その文化的な生活を提供するっていう意味で、その井戸を私は掘ってあげるべきじゃないかというわけなんですけども。当然そこには、先ほども言いましたような負担が出てまいります。それが生きておられる間、ずっと負担です。ひねれば出るだけでなく、故障するっていう不安も負担になります。それは負担は当然、井戸の方にはずっとついて回る、これは私宿命だと思っております。何にいたしましても、水がなければ人間生きていけない。もう、ここには水がないと住めない、高齢者の方はね案外我慢されるんですよ、慣れていらっしゃるから。ところが孫さん、娘さん、水がないところでは生活できない。もうここを出ようかなっていうふうに検討されてる家庭もあるんですよ。そこまで真剣に自分の生活を考える、これは当然だとも出たかって思われても仕方ないと思います。それでね、この今まで井戸に対する助成制度も1戸1戸だったと思います。それが隣り合わせなら私は一つの井戸でもいいんじゃないかと思うんですよ。3軒が固まっていたり水量さえあれば一基の井戸で良いと思うんですよ。それを共同して、電気料分配して使っていただければ良いんじゃないかと思うんですよ。ただどうしても一軒家では一基掘らなくちゃならないですけども、私はケースバイケースで、一般会計の負担も少なくできるんじゃないかと思うんですよ。とにかくそういうことをしてでも、正しく行政の光を平等に与えてあげなくては、冷たいんじゃないかなっていう気がします。いろんな平成6年から、この井戸の制度ができて今、平成では34年、5年、そのへんまでできましたよね。それだけの期間がありながら、未だに井戸ができていないということは、もう最後に残った人なんです。もうそろそろ、本当に考えてあげなくちゃいかんんじゃないかと思えます。それから地域の水道、これも当初は過疎化、今ほど進んでおらなくて、維持もできとったように思います。しかし現状は高齢化して、過疎化して、給水世帯も少なくなっているのが現状です。なかなか維持ができない、今、日向地区この水道設備は使っておられる家庭はないと思います。全戸に井戸を掘っておられると思います。井戸は無いのは集会所だけである。集会所から水が欲しいという地元の要望が出とったはずなんです。未だ、それは実現しておりません。それほど、地域の水道も維持できなくなってきたんですよ。地域の水道、町水道にしていただけじゃないかというような要望もあったと思います。本当にこれだけ過疎化・高齢化していくと、深刻な問題なってきたと思います。そこらへんもこれから先どうするかっていうのも、私、行政の仕事だと思えます。ただ、今現在、山水を飲んでおられる方、本当に高齢化して行って、その水源管理が大変になってきております。障がいを持っておられる方、年老いた方、そういう方が周辺におられて、そういう現状で水を得ておられるのが、周辺を歩いてみて切実な要望として聞きます。この平成6年に制度ができて未だ掘れていない。なぜか。この井戸の制度について以前、課長から、もし無償で掘るのなら非課税世帯という区切りをつけたいということがありましたよね。私はそれもどうかな

7番
植田議員

って思うんですよ。簡水は課税世帯も非課税世帯もない。誰も平等に水道料も払っております。メーターの借上料も払っております。やはり、何回も言うんですがライフラインです。課税世帯も非課税世帯ありません、無いと生活ができないんです。もう、この31戸ですか、何とかしないと地域から出て行くっていう現象、町内に留まってもらえたら良いですよ。水が無いから町外に出ているっていう現象、私はこれは情けないと思うんですよ。方や簡水があつて心配ない生活をしている。私は法律だと思って「はあ」って思ってましたけども、今、川本水源地・因原水源地に滅菌装置ついてますよね。確か設置料込みの5、6千万したんじゃないかと思います。このものが、私は法律としてなくちゃならないものという理解でございましたけども、聞いてみるにそうではない。それは簡易水道としてより安全な水を供給する、そういうことも大切だとは思いますが、まだ町民全体に光が届いてない中で、次のステップに行くべきものだったのかなと思います。その1億のお金があれば、なんぼの井戸が掘れたかなと、今、正直後悔しております。自分で平成16年、公平な町政を自分の公約として立候補した人間として、本当に申し訳なく思っております。そろそろ政治的な決断をすべき時期が来るとんじゃないかと思いますが、課長、制度として、町長、政治家として、決断はできませんか。

議 長

番外野坂町長。

番外
野坂町長

今、議員が仰いました町内のその水道を取り巻く状況と、またその状況に置かれていらっしゃる町民の皆様のお気持ちも含めて、ご発言をいただきました。先ほど議員のご発言の中で、実は私どもも、このことについてどういう対応が考えられるかということを検討する中で、一つヒントをいただいたような気がいたします。実は、複数での設置をする場合、現にそういうことを助成を手厚くしているという市町もございます。例えば、そういったところをですね、この検討の糸口としながら対応について検討してまいりたいと思います。先ほど言いましたように繰り返しになりますが、この行政サービスをですね、これは公平に提供するというのは私どもの責務であります。悩んでおりますのは、先ほど仰いました将来の負担のことも仰いましたけども、そのなんて言いますか、簡水の利用料を通年払っていらっしゃる方と、それから今仰った管理のところも含めて、或いは初期投資に対する負担を、一般会計を財政投入した時の初期投資の負担というのは、イニシャルで終わりますけれどもそれを繰り延べした時にそのすべて負担の公平性、もっと言いますと私ども行政の永続性を考えればですね、これまでの時点で設置なさった人との負担の公平性、これもやはりこれは検討の外側に置くわけにはまいりません。そういう公平性もですね、サービスの公平性を当然やらねばなりません行政の継続性からしますと、制度変更するときに従前の人たちが、それまでどうだったのかということも、これは検討の外側に置くわけにはい

番外
野坂町長

きません。そういったことも視野に入れながら、そう意味でこの、いわゆる水道会計という平成6年度から企業会計法のもとになる、そういう事業として複式事業としての、特別会計で管理すべき事業をメインとしての事業の公平サービスな対価を責務を負ったときに、裏腹の関係にあるその負担の公平性をですね、これを解決できる支援策を先ほど議員が仰いました複数で検討される、複数で設置する場合の、そういったところに解決の糸口を見いだしながら検討してもらいたいと、考えております。

議 長

再質問ありますか。はい、7番植田議員。

7番
植田議員

はい、若干前向きな答弁をいただきましたけども、この井戸を掘るにあたって、以前の制度との公平性云々心配されておりますけども、自前で井戸を掘った方が後に補助制度ができた、それに対して、私はうちにもくれていることはなかったんじゃないかと思うんですよ。町の皆さん私は皆さん暖かいと思ってます。そんなに心配はないんじゃないかと思えます。制度がなくても自前で掘った方、制度ができたからその時の負担分を出してくれとか、いうことは私なかったんだと思えますよ、聞いたことないですから。町民の方は、そんなに心配せんでも分かってくさると思えます。みんなで助け合っ、この町で暮らしていけたら良いと思えます。町長がこの町で暮らし続けられる、住んで安心で、住んで良かったと思うまちを作りたい、全く共感します。この水道は、もうこれでおきますけども、これはお願いします。

私は、町にドローンが飛んでなくてもいいです。三江線の跡地トンネルにワインが寝てなくてもいいです。A級グルメがなくてもいいです。住んでる人間が、今住んでる人間ですよ。町の施策によって自分の生活が良くなってきた、良くなるぞって思うような施策を考えていただきたい。私は、このたびの総合計画基本計画、町の問題課題をよく捉えた良いものができてると思えます。それを実現に向かって、単年々の施策を打っていく、これが一番の近道であると思っております。それが、去年はピーマンでした。私はピーマンじゃないと思えます。ピーマンもあっても結構ですよ。まず、今、住んでいる人間が良くなった、良くなるぞという実感が無い以上、IターンUターンがあって、住み続ける町にはならないと思えます。今、住んでる人間が恩恵を感じるような、施策を執行部の皆さん、考えて来年度の施策として、町民が実感できるよう、工夫してやっていただきたい、お願いします。答弁は要りません。

議 長

はい、以上で、3項目めの「水道未整備世帯への井戸整備事業について」の質問を終了します。

々

これをもって、植田議員の一般質問を終了いたします。

議 長 以上をもって、本日の議事日程はすべて終了いたしました。
長時間にわたり、皆様お疲れでございました。

々 終了後議会運営委員会を開催予定です。
（「20分から」の声）
20分から、はい。
議会運営委員会を14時20分から開会される予定です。
（午後 2時40分）

この会議録は、川本町議会事務局長 中嶋 則行 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員